広島県告示第二百五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年三月二十八日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

高浜二千五百五十地区

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安佐南区	沼田町	阿戸	遊寺	二五七四番	標柱一号
			大瀧	一二〇五四番	標柱二号及び三号
				一二〇五五番	標柱四号及び五号
			遊寺	甲二五五〇番	標柱六号、七号、八号、一一号及び一二号
				甲二五五〇番地先水路敷	標柱九号及び一〇号
				甲二五五一番二	標柱一三号
				二五七二番	標柱一四号